三田市手数料条例新旧対照表

現行

第1条～第6条　省略

別表(第2条関係)

(1)～(30)の10　省略

(30)の11　都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の18までにおいて「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の19において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)

区分	手数料の額
住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円
住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	80,000円
住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	113,000円
住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	172,000円
住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	239,000円
住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	334,000円
住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	457,000円
住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	590,000円
住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円

改正案

第1条～第6条　省略

別表(第2条関係)

(1)～(30)の10　省略

(30)の11　都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分				手数料の額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)の認定の申請に対する審査	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この号において同じ。)に係る新築等計画である場合	市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下この号において「適合証」という。)が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号において「性能評価書」という。)が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円
			その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	45,000円
		建築物(一戸建ての住宅であるものを除く。以下この号	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円

		において同じ。)の住戸の部分に係る新築等計画である場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
			性能評価書が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円

				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
		建築物全体に係る新築等計画である場合(住宅の用に供する部分(以下この号において「住宅部分」という。)に限る。)	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	67,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	168,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	238,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	373,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円

		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円
建築物全体に係る新築等計画である場合(住宅部分以外の部分に限る。)	適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	163,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	271,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	347,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	492,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	656,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	244,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	397,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請をする場合の審査手数料(以下この号から第30号の19までにおいて「新築等計画変更認定申請手数料」という。)の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)～(イ)　省略

(30)の12　新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下第30号の14、第30号の16及び第30号の18におい

				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	575,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	703,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	839,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	953,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,209,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査			新築等計画に係る住戸又は建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。以下この号において同じ。)に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	
軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく新築等計画の変更が施行規則第44条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付			新築等計画に係る住戸又は建築物の変更した部分の床面積に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	

備考

ア　建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)～(イ)　省略

て「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	7,300円
住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	13,000円
住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	23,000円
住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	50,000円
住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	70,000円
住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	109,000円
住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	174,000円
住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	211,000円
住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	252,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の13　新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物(以下この号から第30号の19までにおいて「建築物」という。)の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	80,000円

建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	113,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	172,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	239,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	334,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	457,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	590,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の14　新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートル以内のもの	7,300円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	13,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	23,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	50,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	70,000円

建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	109,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	174,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	211,000円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	252,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の15　新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の17までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	124,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	422,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	513,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	621,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計

画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の16　新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	13,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	109,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	162,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	211,000円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	285,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の17　新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及

び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	272,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	436,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	631,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	769,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	915,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1,069,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数科の額は、新築等計画に係る建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下この号及び次号において「工場等」という。)が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の15の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の18　新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のも	13,000円

の	
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	109,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	162,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	211,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	285,000円

備考

ア　法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ　新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場等が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の16の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ　新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア)　新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合　当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ)　新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合　当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の19　新築等計画の認定の申請に対する審査で、住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第30号の13から前号までに規定する建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

(30)の20　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

(30)の12　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	事務の区分	金額

名称	区分			手数料の額
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この号において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下この号において「モデル建物基準」という。)による場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
		その他の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査		確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積(エネルギー消費性能を算出する方法(以下この号において「算出方法」という。)の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつて

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他市長が定める書類が添付されている場合	法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号において「住宅部分」という。)のみを有する建築物(以下この号において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画である	住戸の数が一の住宅(以下この号において「一戸建ての住宅」という。)の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この号において「共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メー	103,000円

						は、158,000円)
					変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付				確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
					変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
					変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査	市長が定める機関により作成された法第30条第1項第1号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他市長が定める書類が添付されている場合	法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号において「住宅部分」という。)のみを有する建築物(以下この号において「住宅建築物」という。)に係る性能向上計画である	住戸の数が一の住宅(以下この号において「一戸建ての住宅」という。)の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この号において「共同住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メー	103,000円

に適合する性能向上計画であると認める旨の書類又は市長が定める書類が添付されている場合	場合	等」という。）の場合	トル未満のもの	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
	法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）のみを有する建築物（以下この号において「非住宅建築物」という。）又は住宅部分と非住宅部分を有する建築物（以下この号において「複合建築物」という。）に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円

場合	等」という。）の場合	トル未満のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
非住宅部分のみを有する建築物（以下この号において「非住宅建築物」という。）又は住宅部分と非住宅部分を有する建築物（以下この号において「複合建築物」という。）に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円

			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
		共同住宅等の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
		共同住宅等の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
	非住宅建築物又は複合建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

				非住宅部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号(以下この号において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
						床面積の合計が	689,000円

				非住宅部分	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
						床面積の合計が	689,000円

						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査						性能向上計画に係る住宅建築物、非住宅建築物又は複合建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準	市長が定める機関により作成された法第2条第3号に規定する	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				共同住宅等の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
						床面積の合計が300平方メー	28,000円

						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査						性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が施行規則第26条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付						性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準	市長が定める機関により作成された法第2条第3号に規定する	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円
				共同住宅等の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
						床面積の合計が300平方メー	28,000円

に適合している旨の認定の申請(以下この号において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類又は市長が定める書類が添付されている場合			トル以上2,000平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
		非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
			非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メー	151,000円

に適合している旨の認定の申請(以下この号において「基準適合認定申請」という。)に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類又は市長が定める書類が添付されている場合			トル以上2,000平方メートル未満のもの	
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
		非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
				床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
			非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メー	151,000円

					トル未満のもの	
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
		その他の場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
					その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
				共同住宅等の場合	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	181,000円

					トル未満のもの	
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
その他の場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
			その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
		共同住宅等の場合	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	181,000円

	のもの			のもの	
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が	310,000円

非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	全住戸が仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が	310,000円

						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの												5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円											床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円											床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円											床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
				非住宅部分	省令第1条第1項第1号ロに規定される基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円					非住宅部分	モデル建物基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円							床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円							床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円							床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未	482,000円							床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未	482,000円

						満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

備考　省略

(31)～(69)　省略

						満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
					その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

備考　省略

(31)～(69)　省略

(69)の2　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される建築物の部分(以下この号において「非住宅部分」という。)が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料　第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

<table>
<tr>
<td>以下省略</td>
<td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td>非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>85,000円</td></tr>
<tr><td>非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td>134,000円</td></tr>
<tr><td>非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>169,000円</td></tr>
<tr><td>非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>211,000円</td></tr>
<tr><td>非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</td><td>296,000円</td></tr>
</table>
以下省略
</td>
</tr>
</table>